

令和7年度 守山市子ども善行表彰実施要項

1 趣 旨

子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、立派な社会人となることは市民すべての願いです。守山市教育委員会では、子どもたちが青少年赤十字の態度目標である気づき、考え、実行した小さな善行、かくれた善行を誉めたたえることによって子どもたちの健全育成の一助とします。

2 対象者

- (1) 市内在住もしくは在学の小・中学校の児童・生徒とし、他の児童・生徒の模範となる子ども。
- (2) 学校教育の一環として取り組まれた件は除き、他の表彰制度で推薦します。
- (3) 社会教育団体（子ども会等）の活動として取り組まれたものは除き、団体ごとの表彰制度で対応します。
- (4) 過去、同一の内容にて「守山市子ども善行表彰」を受賞した者は除きます。

3 対象となる善行

内 容	○身近にいる人（幼い人、友人、大人、高齢者等）に温かい心で接し、相手の立場に立って親切にした行い。 ○公共物の愛護、公衆道德の普及・実践・奉仕活動等 学校生活や社会生活に尽くした行い。 ○環境美化など環境改善等に尽くした行い。 ○その他 上記にあてはまらない善い行い。
--------	---

4 対象となる期間

令和6年11月1日から令和7年10月31日までの間に行われた善行。
もしくは、長年にわたり常時または定期的に継続されているもの。

5 推薦者

自治会長、小・中学校長、民生委員・児童委員、公民館長、まちづくり推進会議
青少年育成部会長（速野学区はまちづくり協議会ささえあい活動部会長）、市民

6 推薦方法

所定の推薦書に必要事項を記入し、守山市教育委員会事務局社会教育・文化振興課へ提出してください。

（TEL：582-1142、FAX：582-9441、E-mail：shakaikyoiku@city.moriyama.lg.jp）

7 推薦期限

令和7年11月7日(金) 必着

8 選考

教育委員会にて選考し、表彰を決定します。被表彰者及び推薦者には通知します。
また、「広報もりやま」にて紹介します。表彰式は令和8年2月下旬ごろ実施予定です。